請　願　文　書　表

受理番号	請　願　第　４９号
件　　名	在新潟中国総領事館への市有地売却について
紹介議員	遠藤　哲，阿部松雄，渡辺　均，山田洋子
要　　旨	市有地は市民の共有財産であり，その売却に当たっては，売却後の用途が市民にとってより公共性の高い目的であることが求められます。しかし，在新潟中国総領事館の所有地になれば，治外法権区域となり，公共性どころか市民が立ち入ることさえできなくなります。 売却予定の旧万代小学校跡地の近くには，万代長嶺小学校もあります。中国人犯罪の増加という深刻な事態は，世界各国の中国人居住区や，東京の池袋などでも顕著となっており，通学児童の安全への影響も懸念されます。また，特に中国とは昨今の尖閣諸島問題や中国国内での暴力的な反日デモからも明らかなように，我が国と平穏で良好とは言いがたいのが現状です。 新潟市は在新潟中国総領事館への市有地売却によって，犯罪被害，生活破壊，不利益，治安悪化等の影響を受ける可能性がないのか，十分な根拠を市民に示す必要があります。また，新潟市には市民の意見を尊重し，市民を守る責任もあります。 私たちは，これらのことが果たされないまま，新潟市が在新潟中国総領事館に市有地を売却することに反対します。 売却を決定する際は，この問題を憂慮している多くの市民の不安を完全に払拭し，市民の了解のもとに行っていただきたく，署名を添えて提出し，下記の事項について請願いたします。 （裏面につづく）
付託 年月日 委員会	平成22年12月２日　第１項 第２項　文教経済常任委員会
受　　理	平成22年11月29日　第４０８号

請願第49号

	記 1　反対する周辺住民や市民の不安を放置したまま，土地売却を強行しないこと。 2　外国への土地売却に関しては，国益の損失につながるおそれがないか，細心の注意を払い，慎重に検討して，対応すること。